

## 尼崎市立自転車等駐車場指定管理者等の質問事項及び回答

No.	質 問 内 容	回 答
1	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。」とありますが、一時駐車券売機以外の駐輪機器での管理運用は可能でしょうか。</p>	<p>一時駐車券売機以外の駐輪機器（電磁ロック式駐輪機及びゲートシステム等）での管理運用は可能です。 ただし、業務に支障が出ないようにご注意ください。</p>
2	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「なお、尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は、従業員による手売りのため、一時駐車券売機は設置していません。」とあり、営業日の項目においては施設の建て替えによる休止を予定との事であるので、尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は、特に一時駐車券売機の設置は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
3	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「なお、旧の一時駐車券売機は令和7年6月30日までリース契約が残るため新券売機の設置場所については、本市と協議してください。」とありますが、現在の旧券売機の場所へ新券売機を設置する場合、管理委託料の範囲で移動を実施して、その後の撤去は市の費用と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案上限額の範囲内で実施してください。</p>
4	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。」とありますが、指定管理者が仕様書に沿って設置した機器の所有は尼崎市の所有となるのでしょうか。また、指定管理者の提案で設置した駐輪機器の所有者は尼崎市、指定管理者のどちらとなるのでしょうか。</p>	<p>指定管理者が仕様書に沿って設置した機器の所有者は指定管理者となります。また、指定管理者の提案で設置した駐輪機器の所有者も指定管理者となります。 ただし、管理期間後の市への帰属は協議により可能となる場合もあります。</p>

No.	質問内容	回答
5	募集要項 P 5 2 (12)②ウ その他 「キャッシュレス機能追加・・・その際に発生する機器関連費用及び決済手数料は、指定管理者で負担してください。」とありますが、5年間の管理委託料内で費用の積上げが可能であれば、積算してよいと理解してよろしいでしょうか。	提示している提案上限額の範囲内であればキャッシュレス機能追加に伴う決済手数料を含んだ提案をしていただくことは可能です。
6	募集要項 P 6 2 (12)③ 修繕に要する費用 「実費相当(予算内の範囲)を市が指定管理者に支払います。」とありますが、定期更新機及び一時駐車券売機等の指定管理者が用意した機器の修繕についても市が指定管理者に支払うと理解してよろしいでしょうか。	指定管理者が導入した一時駐車券売機及び市が貸与している定期更新機の修繕については、指定管理者の負担となります。
7	募集要項 P 7 2 (13) 提案上限額 東部、西部の提案上限額について5年間の金額が提示されていますが、【参考金額】として「指定管理業務」と「放置自転車対策業務」の金額が分けて提示されています。「指定管理業務」と「放置自転車対策業務」の参考金額の内訳それぞれについて下回る必要があるでしょうか。	「指定管理業務」と「放置自転車対策業務」の参考金額の内訳それぞれについて下回る必要はなく、両業務の総額が下回るよう提案願います。
8	募集要項 P 8 2 (14)① 子供乗せ電動アシスト自転車の受け入れ体制の強化 「必ず各施設に受け入れができるスペースの確保を行ってください。」とありますが、現在よりも定数が減少するのは構わないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
9	募集要項 P 8 2 (14)② 定期新規受付の24時間受付 「今回の業務期間からは、電子メール等を活用した定期の24時間受付を実施してください。」とありますが、「規則 第7条2及び3」に基づき、利用の前月末の6日前から利用月の3日までの期間のみWEBでの24時間受付にすればよいと理解してよろしいでしょうか。	現行、新規で定期利用を希望する場合は、駐輪場窓口若しくは電話での受付けで、対応は従業員を配置している時間帯に限られております。次期指定管理期間においては、電子メール等を活用し、24時間受付(予約待ち)とすることで利便性向上を期待するものです。よって、ご質問にある定期販売期間のみではなく、365日24時間受付(予約待ち)として、利便性向上となるようなご提案をお願いします。

1 0	<p>募集要項 P 8 2 (15) 尼崎市シェアサイクル事業への協力</p> <p>「※サイクルポートの設置個所については資料 5 の設置箇所図を参照。」とありますが、現在よりも定数が減少して構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
1 1	<p>募集要項 P 8 2 (15) 尼崎市シェアサイクル事業への協力</p> <p>「事業提案に際しては、シェアサイクルポート設置スペースを除外した施設全体でのご提案をお願いします。」とありますが、指定管理者の駐輪機器設置提案内容によっては、資料 5 の設置箇所図に示された設置スペースの変更は可能でしょうか。</p>	<p>現在示しているシェアサイクルポート設置スペースは利便性を考慮して設定したものです。提案内容によっては駐輪場利用者及びシェアサイクル利用者の両者の利便性が向上する場合は市と協議の上設置スペースの変更は可能とします。</p>
1 2	<p>募集要項 P 1 6 4 (5) 提出書類 【注意事項】</p> <p>「企画提案書は、用紙サイズは、A4 版とし、表・中・裏表紙、目次を除き 原則として 40 項以内にまとめること。文字サイズは 10 ポイント以上とすること。」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 枠を広げて記載する事は可能でしょうか。</li> <li>● 両面印刷での提出は可能でしょうか。</li> <li>● (東部 3-1) 以外に全体を通したページ番号の記載は可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枠を広げて記載する事は可能ですが、紙ファイルもしくはチューブファイルに綴じたものの提出を必須としていることから、ファイルに綴じても読取が可能な綴じ幅を確保してください。</li> <li>・ 両面印刷での提出は可能です。</li> <li>・ 全体を通したページ番号の記載は可能です。</li> </ul>
1 3	<p>募集要項 P 1 8 4 (7) 指定管理者に期待する事項</p> <p>「自転車のシェアリング(レンタサイクル、シェアサイクル)の推進」とありますが、自主事業扱いで、且つ定数は減少しても構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>自転車のシェアリングを提案いただく場合は、自主事業となります。また、自転車のシェアリングを提案したことにより、利用者の利便性が向上する場合は駐輪場の定数の減少は可能とします。</p>

1 4	<p>募集要項 P 1 8 4 (7) 修繕計画の策定</p> <p>「老朽化した設備等に～業務期間内で担当地域に関する施設の状況を把握し効率的な修繕を図るよう、修繕計画の策定に関する提案を求めます。」とありますが、躯体に関する修繕を含むのでしょうか、及び指定管理者は修繕計画の策定提案までで実際の修繕は市の判断、費用により実施すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>躯体を含めた施設全体の修繕計画を立てることが理想ですが、躯体のみや設備のみに焦点を絞った修繕計画も求めています。なお、指定管理者は修繕計画の策定提案までとなります。</p>
1 5	<p>募集要項 P 2 2 5 (3) 配点表</p> <p>3【企画提案書No.8】11項【指定管理及び放置自転車対策】・財務状況</p> <p>(提出書類「(7)法人等の直近3か年の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書の確認」とありますが、P 1 7「提出書類No.5」には「申請年度の前年度のもの」とあります。どちらと理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表については募集要項に記載のとおり「申請年度の前年度のもの。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。」とします。</p> <p>企画提案書の記載は誤りのため訂正いたします。</p>
1 6	<p>駐仕(東部) P 2 5 (4) の次が (6) となっていますが、ミスプリントと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>訂正いたします。</p>
1 7	<p>駐仕(東部) P 2 5 (6)ウ「電磁ロック式駐輪機等を設置する場合には、利用者へのサービスに支障がない範囲で市と協議のうえ配置人員を変更することができる。」とありますが、一時駐車券売機の導入は必須ではなく、電磁ロック式駐輪機等の設置でも構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
1 8	<p>駐仕(東部) 上記 ⑰の理解でよければ、一時駐車券売機の導入はせずに、ゲートシステムの導入で対応しても構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>ただし、ゲートシステムを導入する場合でも、シェアサイクルの設置は必須となりますので、対応も含め提案してください。</p>
1 9	<p>駐仕(東部) 上記 ⑰、⑱で駐輪機器の設置が可能となった場合、既設のラックや掲示設備を撤去する必要がありますが、指定管理の終了後の原状復帰のために撤去部材は保管が必要でしょうか。</p>	<p>原則として原状復帰のために撤去部材の保管は必要です。ただし、撤去部材が大量に出る場合については別途と協議とします。</p>

20	<p>駐仕(東部) P5 10(1) (参考) 定期更新機 リース物件詳細</p> <p>「※現金にのみ対応、新札対応済み」とあり、一時駐車券売機は、指定管理者において新札、インボイスに対応し、現金のみに対応した一時駐車券売機へ入れ替えを行いと、条件がありますが、定期更新機についてはインボイス対応していると理解してよろしいでしょうか</p>	<p>定期更新機についてはインボイス対応しておりません。現行は、従業員の手作業で対応しております。</p> <p>ただし、定期更新機のインボイス対応については、市で予算要求等を行い、予算措置が整えばインボイス対応の修繕を行う予定としております。</p>
21	<p>駐仕(東部) P5 10(2)イ 一時駐車券売機</p> <p>募集要項では「4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。」駐車場仕様書では「令和7年7月1日からは、指定管理者において新札、インボイスに対応し、現金のみに対応した一時駐車券売機へ入れ替えを行い、・・・」とありますが、設置時期はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>一時駐車券売機は、4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。</p> <p>駐車場仕様書については訂正いたします。</p>
22	<p>駐仕(東部) P5 10(2)エ 一時駐車券売機</p> <p>「尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は従業員による手売りのため、一時駐車券売機は設置していない。」とありますが、新たな設置が必須ではないと理解して現況の手売り対応でも良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。
23	<p>駐仕(東部) P5 11 電磁ロック式駐輪機</p> <p>「指定管理者は、事前に市の承認を得た場合に限りに、新たに駐輪場に電磁ロック式駐輪機等の機器類や駐輪ラック(以下「駐輪機等」という。)を設置することができる。」とありますが、提案時に一時駐車券売機にかわり、電磁ロック式駐輪機、ゲートシステムでの設置でも良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおり。